

長野県公安委員会 告示 第 40 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 8年 6月22日

長野県公安委員会



記

意見の聴取の期日 令和 8年 7月 9日 午前9時00分

意見の聴取の場所 長野市川中島町原704-2  
北信運転免許センター

長野県公安委員会 告示 第 40 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 8年 6月22日

長野県公安委員会



記

意見の聴取の期日 令和 8年 7月 9日 午前9時00分

意見の聴取の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116  
中南信運転免許センター

長野県公安委員会告示 第 41 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年6月22日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 8年 7月 9日 午前 9時00分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2  
北信運転免許センター

長野県公安委員会告示 第 41 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年6月22日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 8年 7月 9日 午前 9時00分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116  
中南信運転免許センター